

05愛知肥料協議会(価)第8号
令和5年9月25日

肥料価格高騰対策事業(秋肥、春肥)
取組実施者様

愛知県肥料高騰対策推進協議会
会長 犬飼 峰宏
(公印省略)

令和5年度肥料価格高騰対策事業取組中間報告書の提出について(通知)

このことについて、肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)第14の規定に基づき、下記により提出してください。

記

1 提出書類

令和5年度肥料価格高騰対策事業取組中間報告書

(愛知県肥料高騰対策推進協議会業務方法書(以下「業務方法書」という。)様式第8号)

※ 秋肥、春肥それぞれについて提出すること。

2 提出期限

令和5年12月25日(月) 厳守

3 提出方法

1の提出書類については、メール又は郵送にて愛知県肥料高騰対策推進協議会事務局あてに提出すること。

(1) メールによる場合

ア 提出メールアドレス

nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

イ メールの題名

【取組実施者コード、取組実施者名】R5肥料取組中間報告書の送付

(例) 取組実施者コードが00001のJAなごやの場合

【00001、JAなごや】R5肥料取組中間報告書の送付

(2) 郵送による場合

〒460-8501

名古屋市中区三の丸3-1-2

愛知県農業水産局農政部農業経営課内

愛知県肥料高騰対策推進協議会事務局あて

4 提出にあたっての留意事項

- (1) 当該事業の今後の事務手続（令和5年9月以降）については、別紙1のとおりとする。
- (2) 取組実施者は、秋肥及び春肥に係る令和5年度の取組中間報告書、令和6年度秋ごろの取組実施状況報告書の作成、提出にあたっては、参加農業者に「化学肥料低減実施報告書」を必ず提出してもらい、その内容を踏まえること。
なお、「化学肥料低減実施報告書」について県協議会への提出は不要とし、取組実施者において適切に保管管理すること。
- (3) 参加農業者が取組実施者へ提出する「化学肥料低減実施報告書」の取扱いは、①又は②のとおりとし、取組実施者は適宜、適切に参加農業者の状況を把握すること。

※：（参考様式：中間報告）を完了報告の様式としても用いる。
※：9月1日の説明会で展開した様式を用いて、地域において既に参加農業者へ照会等をかけている場合は、補記等により記載事項を網羅できれば可とする。
※：化学肥料低減実施報告書（中間報告・完了報告）の記載にあたっての留意事項は別紙2のとおり

①これから残り数か月間で取組を行う予定の参加農業者の場合

令和5年度 → 化学肥料低減実施報告書（中間報告）を取組実施者へ提出
令和6年度 → 化学肥料低減実施報告書（完了報告）を取組実施者へ提出

②既にその取組を終えている参加農業者の場合

令和5年度 → 化学肥料低減実施報告書（完了報告）を取組実施者へ提出
令和6年度 → 特になし

- (4) 取組実施者は参加農業者から提出された化学肥料低減実施報告書の内容を踏まえ、取組中間報告書については「取組メニュー」ごとに「取組の実施状況」、取組実施状況報告書については「取組面積」、「取組メニュー」ごとの「取組の実績」等を取りまとめ取組を記載して、県協議会へ提出することとなる。

なお、「取組の実施状況」について、取組中間報告書の提出段階において、面積など定量的なコメントは可能な限り記載することに努めていただきたいが、取組実施状況報告書の提出段階では記載は必須となるので、それをイメージして作業を進めること。

取組中間報告書、取組実施状況報告書の記載にあたっては、現段階の国（本省）が想定する記載例及び本県複数JAの意見等を踏まえた本協議会の記載例を別紙3のとおり示すので、参考とすること。

担 当 愛知県農業水産局農政部農業経営課内
愛知県肥料高騰対策推進協議会事務局
電 話 052-954-6411（ダイヤルイン）
ファックス 052-954-6931
E-mail nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp